

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第1回川西市特別職報酬等審議会		
事務局(担当課)		総務部職員課		
開催日時		令和3年7月26日(月) 午後6時00分から午後8時00分		
開催場所		川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	岩見 和彦 藤崎 陽子 藏原 亜紀	大智 靖志 出口 公利	安達 絵里 熊手 輝秀
	その他			
	事務局	総務部長 職員課給与労務管理担当課長 職員課主事	総務副部長 職員課主任	職員課長 職員課主任
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員自己紹介及び職員紹介 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 川西市特別職報酬等審議会の運営及び会議公開要綱等について (2) 会長及び会長職務代理者の選任について (3) 川西市特別職報酬等の額について(諮問) (4) 前回の答申及び参考資料の説明について (5) 今後の審議会の進め方について (6) その他 6 閉会 		
会議結果		別紙審議経過のとおり		

事務局	<p>それでは、ただいまより、第1回川西市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。</p> <p>皆様、大変お忙しい中、当審議会委員のご就任を快くお引受けいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、会長が選出されるまでの間、職員課の給与労務管理担当課長の清原が進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本審議会は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定により、公開で行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに、皆様方へ川西市特別職報酬等審議会委員の委嘱状を越田市長により交付させていただきます。委嘱状の交付は、お手元にお配りしております名簿順にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
市長	<p>委嘱状交付</p> <p>それでは、続きまして、越田市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>本日は委員の皆様、大変お忙しい中、川西市特別職報酬等審議会を開催させていただいたところ、お集まりいただき、また快く委員のご就任にご協力いただきましたこと、市長として、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。</p> <p>川西市政の状況、特別職報酬等審議会は4年ぶりということではありますが、私が市長に就任してちょうど3年弱となります。正直この3年間何をしていたかということ、1年目はいろんなチャレンジをしていこうということだったのですが、2年目以降はコロナ、コロナで、今年はまだワクチン、ワクチン。そして今、第5波がきているという状況で、コロナ対応しながらワクチンを打つという状況になっておりまして、市政自身はいろんなものを先送りというか、ちょっと時間をかけていこうということで、少し運用を変えていながら取り組んでいるという状況でございます。</p> <p>ただ一方、職員の待遇をどうしていくのかということは、基本的に人事院勧告という一つの大きな基準を目途に考えていくということですが、特に私も含めた特別職の報酬をどうするかということは、意思決定をできる我々が、我々の都合で考えるのではなくて、やはり定期的に市民の皆さん、また専門家の皆さんにしっかりとご議論をいただいた上でご決定をいただき、答申をいただいて、我々が最終判断する際の参考とさせていただきますというのが、今回の大きな趣旨でございます。</p> <p>時代が非常に大きく変わってきておりまして、我々、特別職の報酬をどのように見ていくのか。市民の皆さんの声というの厳しい状況がある中で、しっかりと、聖域なくというお声がありますが、様々な観点からご議論をいただきたいというのが今回の趣旨でございますので、私の顔を見ながらというよりも、本来のあるべき特別職の報酬の形というのをご提案いただきたいというふうに思っております。</p> <p>また、本来の問題とは少し異なる部分にはなりますが、私として、是非お願いをしたいことがあります。私自身、市長として退職手当をいただくという立場になっております</p>

事務局	<p>が、そのことについてです。</p> <p>退職手当組合等があるということもあって、制度上の枠組みの中での課題というのがありますが、給与と退職手当というものを総額として見たときに、本当に適当な金額であるのか、こういったことも含めてご議論をいただいた上で、答申をいただきたいというふうに思っております。</p> <p>このコロナの中で、それぞれの皆さんのお仕事、事業等がお忙しいという状況で、我々にお力をお貸しいただくということになります。忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではここで、本日お集まりの皆様方のご紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>委員紹介</p>
事務局	<p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>事務局紹介</p>
事務局	<p>それでは、ここから次第に基づきまして、議事に移りたいと思います。</p> <p>まず初めに、議事(1)の川西市特別職報酬等審議会の運営についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料1の川西市特別報酬等審議会規則をお開きください。</p> <p>主だったところのみ説明させていただきますが、第2条第1号から3号におきまして、審議会は市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額、市長、副市長及び教育長の給与、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員、並びに監査委員の報酬等の額に関する事項を審議するとあり、この後、特別職報酬等の額につきまして、審議会へ諮問させていただく予定です。</p> <p>また、第3条では、審議会は委員10人以内で組織すると規定し、次の第4条では委員選出区分をお示ししております。なお、今日お集まりの皆様は、この第4条を根拠に選出させていただいております。委員の総数は7人でございます。</p> <p>さらに、第5条では会長及び、会長職務代理者の設置につきまして規定しており、第2項において、会長は委員の互選によって定める。第4項では、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理するとしております。後程、この第2項に基づきまして、会長及び会長職務代理者を選出していただきます。</p> <p>続きまして、第6条では、会議の成立要件等につきまして規定しております。第2項では、審議会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことは出来ないとしております。本日の出席委員は7人ですので、この場をお借りいたしまして、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p>

事務局	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料2につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>本審議会は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条に規定しております付属機関等に該当いたします。</p> <p>同第3項では、市は付属機関等の会議を公開するものとする定められており、法令等に規定があるものを除き、会議の公開が義務づけられていることから、その公開等に係る運用の詳細をお示ししております。2ページの会議公開運用要綱第8条では、会議の傍聴について、川西市情報公開条例に規定する公開情報に該当する者を除き、会議は原則として傍聴を定めることとしております。</p> <p>また、第9条では、会議録の公表等について記載しております。第2項及び第3項では、会議録は1ヶ月以内に会議録の素案を作成したうえ、会長に承認をいただき、市のホームページ等で公開することとしております。このため、事務局では、会議の録音をさせていただきますと思いますので、ご了承願います。なお、この会議録の承認方法でございますが、本来であれば、会議録の素案をメール等で各委員の皆様にお送りさせていただきます、各自のご発言を確認いただいたものを、事務局で調整した後、会長にご承認いただく流れではございますが、公表までの時間の制約等もございますことから、会議の要旨を、事務局の責任で調整し、会長の承認を経て公開させていただきたいと考えておりますので、重ねてご了承いただければと考えております。</p> <p>続きまして、4ページの傍聴要領ですが、傍聴に関する必要な事項を規定しております。</p> <p>第2条では、傍聴を希望する方について開催場所において会議を傍聴したい旨、係員に申し入れたうえ、傍聴席に着かなければならないと規定し、以下、傍聴出来ないものや、傍聴者が守るべき事項を規定しております。</p> <p>以上、雑駁ではございますが、それぞれ要綱、要領という形でお示しさせていただきました。</p> <p>そのほか、各手続きに関する庶務の関係事項は、事務局であります職員課で対応いたしますので、何かございましたときにはご連絡等いただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、ただいまご説明をさせていただきました、審議会規則第5条の規定に基づき、議事の(2)会長及び会長職務代理者の選任についてお諮りしたいと存じます。</p> <p>同規則第5条では、会長は委員の互選によって定める。会長職務代理者は会長の指名する委員がその職務を代理すると規定しておりますが、本日が初めての顔合わせでもございますので、事務局から推薦させていただいたうえ、ご了承を得たいと存じますがよろしいでしょうか。</p> <p>< 異議なし ></p>
事務局	<p>ありがとうございます。では、事務局からご提案させていただきたいと思います。それでは会長には、岩見和彦委員。会長職務代理者には大智靖志委員をご推薦させてい</p>

	<p>ただきますが、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>< 異議なし ></p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、委員の皆様にご承認いただきましたので、会長を岩見委員、会長職務代理者を大智委員にお引き受けいただくことといたします。岩見会長、大智会長職務代理者、恐れ入りますが、席の移動をお願いいたします。</p> <p>< 会長、会長職務代理者、指定席に移動 ></p>
事務局	<p>それでは、代表いたしまして、会長より一言御挨拶をちょうだいしたいと存じます。恐れ入りますが、岩見会長よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>< 会長挨拶 ></p> <p>失礼いたします。岩見です。</p> <p>おそらく事務局としては、7年前、4年前の審議会に携わったから、これまでの議論も熟知しており、無難にやってくれるのではないかという思いで、依頼をしてこられたと思うのですけれど。本来なら、審議会の委員は、再任、留任がなるべく少ないのが健全であろうと、私自身ずっと思ってきた人間です。いささか自己矛盾を抱えているのですけれども、事務局には、若手職員で信頼できる人もおられますので、最後のご奉公をさせていただきますということで、決断いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>これまで、この審議会以外では柴生市長のときにSR作戦と言われた行財政改革の審議会の会長などをお引き受けしたことはございますが、事務方はもちろんですけれども、委員お一人お一人のご協力、ご支援なくてはとうてい務まるものではありません。どうか皆さんで非力な私めを支えてくださるよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>岩見会長ありがとうございました。</p> <p>次に、川西市特別職報酬等審議会規則第2条に基づき越田市長より審議会に対して諮問をいたします。</p>
市長	<p>< 諮問 ></p>
事務局	<p>ここで、越田市長は別公務のため退席をさせていただきますので、ご了承願います</p> <p>< 市長退席 ></p>
事務局	<p>それでは、ここからの進行は、岩見会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>今、ご覧の通り、市長から当審議会に関して、諮問を頂戴いたしました。</p> <p>委員の皆様のご活発なご意見というものを何とか集約して、特別職報酬等の額に関する</p>

事務局	<p>る答申を、まとめて参りたいと思っております。</p> <p>なお、本日は議事の関係上、会議時間を概ね1時間半程度として、8時頃には閉会できるように進めて参るつもりでありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、議事4の前の答申内容及び参考資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>途中で質問などをしたい点も出てくるかと思っておりますけれども、進行上の問題もありますので、全体の説明が終了した後、一括してお受けしたいと思っておりますので、メモなどを取って、後でご質問いただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局より前回の答申内容及び参考資料について、長くなりそうですが、ご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料3及び資料4について、続けてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料3 - 1ページをご覧ください。こちらが前回、平成 29 年に開催した審議会の答申でございます。平成 29 年7月 10 日付で市長から諮問をさせていただき、市長、副市長及び教育長の給料の額、及び議会の議長、副議長及び議員の報酬の額、並びに行政委員会委員及び監査委員の報酬の額について、延べ7回にわたり議論を重ね、また慎重にご検討いただき、平成 29 年 10 月 23 日付で答申をいただいたものでございます。</p> <p>では、答申の内容についてご説明いたします。前回の審議会では、審議の結果、川西市の一般職全体の給与改定率を基準として、報酬額の答申をいただきました。</p> <p>まず、1 市長、副市長及び教育長の給料の額、及び議会の議長、副議長及び議員の報酬については、平成 26 年度から平成 28 年度までの一般職の給与改定率である 3.7%の減額として答申をいただいたものでございます。</p> <p>次に、1ページ下部から2ページにかけての2 行政委員会の委員及び監査委員の報酬については、前回初めて諮問事項となったもので、平成4年度以降、全体的な報酬の改定を行っていない項目でございました。そのため、平成4年度から平成 28 年度までの一般職の改定率である 5.5%の減額を基準としながら、各委員の報酬の経緯や、勤務特性等を考慮した上で、記載の通りの答申をいただいたものでございます。</p> <p>次の、改定の実施時期等によっては、適切な報酬の改定期期の答申をいただくとともに、本審議会は市長等の特別職の任期である4年を目途に、定期的を開催することが望ましいとの答申をいただいたところでございます。3ページ以降では、審議経過及び内容といたしまして、五つの項目に分類し、(1)審議の方法、(2)基本的な考え方、(3)と(4)で、改定額の決定における検討内容、(5)審議にあたり検討した主な資料としてまとめていただいております。このうち、(1)審議の方法として、前回の審議会では市長、副市長、教育長及び議長を A 群、行政委員会の委員及び監査委員を B 群として、二つのグループに分けてご審議いただきました。</p> <p>その上で、(3)では A 群である市長、副市長、教育長及び議員の改定額の検討内容を、(4)では B 群である行政委員会及び監査委員の検討内容をまとめていただいております。</p> <p>3ページから4ページにかけて、(3)の A 群の検討の中では、比較のための対照群と</p>
-----	---

	<p>して、阪神6市のほか、国の基準で分類される類似団体 27 市を比較対照の候補として取上げていただきました。議論の結果といたしましては、行政、生活圏が類似している阪神6市を中心に考えるのが、最も適切であるとの結論をいただいたものでございます。</p> <p>また、改定率の算出に際し、川西市の一般職との比較を重視するに当たり、一般職全体の改定率と、一般職の最高職である部長級の改定率のどちらに準拠するかについても議論いただきました。議論の結果といたしましては、一般職全体の改定率に準拠することとされましたが、この点については、重要な論点として、引き続き検討する必要があるとして付記いただいております。</p> <p>4ページ下部からは、(4)B群の検討についてまとめていただいております。その中では六つの検討視点として、5ページ下部から、委員会の権限、業務の対象、職務の専門性、常勤型・事案対応型等の勤務類型、6ページに移りまして、勤務特性、本市特有の事象の有無についても中心に検討を行っていただきました。その結果、常勤性が低いと整理出来た選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員長及び同委員について、月額制から日額制に改定することが妥当であるという答申をいただきました。また、農業委員会の委員については、本市特有の事情があることは認められたものの、阪神6市と比べて報酬は高い状況でありましたので、農業委員会の設置がない芦屋市、広大な農地面積を有する三田市を除く、阪神4市の報酬の平均値を基準として、報酬額を算出することが適当であるという答申をいただきました。</p> <p>10ページ下部からは、付帯意見として、(1)市長、副市長、教育長の地域手当及び、期末手当(議員を含む)について、(2)行政委員会の勤務日数、勤務時間について、(3)報酬等に関する、阪神地区の特性についての3点につきまして、今後の検討課題としてご意見をいただきました。</p> <p>以上が簡単ではございますが、前回の答申内容の説明でございます。</p>
事務局	<p>続きまして、資料4の参考資料の説明に移らせていただく前に、休憩及び部屋の換気をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。ご了承いただきましたので、5分程度休憩とし、再開は6時40分とさせていただきたいと思っております。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩</p>
事務局	<p>それでは再開させていただきます。続きまして、資料4の参考資料の説明に移らせていただきます。</p> <p>1ページをお開きください。まず、特別職報酬審議会は昭和 39 年自治事務次官からその設置について、指導通達がなされたものがございます。通知の冒頭の下線部に記載されておりますように、地方公共団体の特別職の職員の報酬等について、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があると認められているので、下記要領により速やか措置されたく、命によって通知するとされており、川西市におきましても、昭和 40 年に特別職報酬等審議会条例を制定し、審議会を設置したものでございます。</p>

なお、昭和 52 年からは、川西市附属機関に関する条例が制定され、当該条例に記載の審議会について、組織及び運営に関する必要な事項は規則で定めるとされたことから、特別職報酬等審議会条例を廃止し、川西市特別職報酬等審議会規則を制定し、この規則に基づき、審議会の運営を行っているものでございます。

続きまして、2 ページをお開きください。こちらは、昭和 63 年度、平成 4 年度、平成 26 年度、平成 29 年度に実施された特別職の報酬等の改定状況を示した資料となります。いずれも特別職報酬等審議会を開催し、報酬等の額について答申をいただき、川西市市議会議員の議員報酬等に関する条例、川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の改正につきまして、市議会の議決を経て、改定が行われたものでございます。

表の下段に改正の考え方という欄がございますが、改定に当たりましては、人事院勧告による改定率を考慮しながら市が独自で決定した、川西市の一般職の給与改定率をもとにしまして、改定が行われてきております。

なお、教育長につきましては、平成 29 年度の特別職報酬等審議会より、新たに諮問の対象となりましたが、それまでの改定につきましては、他の特別職に準じて改定してきております。

3 ページをお開きください。阪神 7 市の市長、副市長、教育長の給料の状況でございます。各市の特別職の給与等の決定要素といたしましては、人口規模や財政状況など、様々な条件が影響しておりますので、単純に比較できるものではありませんが、ここでは情報としてお示しをさせていただくものでございます。

ご覧の通り、川西は特別職、それぞれの給料の額、及び人口規模のどちらも、阪神 7 市の中では、順位が 5 位という状況となっております。なお、題名の所にごございます本則というのは、時限的な給料の削減を行っていない金額、いわゆる条例本則での金額を記載していることをあらわしているものでございます。

4 ページをお開きください。こちらの表では、阪神 7 市の条例本則額をもとに、市長、副市長、教育長の年収を試算しています。年収の算定方法ですが、毎月支給される給料月額に 12 月を掛けた数字に、期末手当の支給額を足した数字が年収となっております。期末手当は、6 月、12 月の二回の支給となりますが、この表では合計額を記載しています。川西市の例で説明させていただきますと、川西市では、市長、副市長、教育長に、地域手当 10% を支給していますので、給料月額 1.1 を掛けた数字に 12 月を掛け、期末手当を足した数字が年収となります。期末手当の算出方法につきましては、本ページ下段の算定方法に記載しています。

地域手当についてですが、阪神間で、地域手当を特別職に支給している市は、川西、伊丹市、宝塚市となっております。いずれにしても、一般職に支給している割合を、特別職も支給しています。地方自治法で、普通地方公共団体の長、及びその補助機関である常勤の職員に支給できる手当の一つとして規定されており、国における特別職にも支給されています。

表の左から 3 番目の期末手当についてですが、川西市、西宮市、芦屋市、三田市の 4 市が、支給月額を 4.45 月、役職加算 20% としており、伊丹市、宝塚市の 2 市が支給月額 3.35 月、役職加算 20%、管理職加算 25% としています。尼崎市

	<p>が支給月額 3.35 月、役職加算 45%としております。</p> <p>川西市を含む4市が、一般職職員の支給方式に準拠した団体であるのに対し、伊丹市、宝塚市は、国の指定職の支給方式に準拠しています。</p> <p>次に、表の右側でございます。年収の項目をご覧ください。条例本則額で、年収を比較すると、阪神間で川西は市長が5位、副市長が6位、教育長は4位となっております。</p> <p>5ページをお開きください。5～6ページでは、阪神間の市長・副市長・教育長の給料月額の改定状況をお示ししております。これらは条例本則額を記載しております。川西市の例でご説明させていただきますと、直近の改定時期は平成 30 年4月1日となっており、その前は平成 27 年4月1日、もうひとつ前は平成4年4月1日となっております。それらの改定はすべて減額改定を行っていることがわかります。</p> <p>7ページをお開きください。これらは、県内 29 市の市町、副市長、教育長の給料を一覧にしたものでございます。政令指定都市である神戸市や中核市である尼崎市、西宮市などとは、人口規模等も異なり、単純に比較することは出来ませんので、あくまでも兵庫県下における状況をお示したものとご理解いただければと存じます。</p>
会長	<p>本則というのが何度も出てきていますが、具体的にもう少し詳しく説明してください。市長が何割カットとか、そういう話だと思いますが、そこを説明してください。</p>
事務局	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>現状ですが、当市長につきましては、財政状況を鑑みた給与カットといたしまして、給料の 15%を削減しております。同じく、副市長におきましては、給料の 10%の削減をしております。</p>
会長	<p>そんな形で条例では、この額と決まっているけれど、いろんな事由からでしょうね。自ら条例で決まった額よりもカットすることを議会で可決してもらおうとその額となる。</p> <p>しかし、そのカット後の額で議論したら、何も議論が出来ないので、条例で決まっている額で比較するしかないだろう。それが、本則というものになります。</p> <p>それぞれの人がどういうカットをしているかということは考慮から外すという建前で資料を見ていただければと思います。</p>
事務局	<p>それでは、8ページの、議長、副議長、議員の説明を続けさせていただきます。この表は、阪神7市の議長、副議長、委員の報酬の状況でございます。川西市は議長、副議長、議員全て6位となっております。また、川西市を除いた阪神6市の平均額と比較いたしますと、それぞれ下回っている状況となっております。</p> <p>9ページをお開きください。こちらの表では、阪神7市の条例本則額をもとに議長、副議長、委員の年収を試算しています。条例本則額で比較すると、年収の項目のとおり、1番目の川西市の議長が4位。議長は4位、議員は5位となっております。</p> <p>続きまして 10 ページをお開きください。10 ページから 11 ページにかけては、阪神間の議長、副議長、議員の報酬の、給料月額の改定状況をお示ししております。これらは、条例本則額を記載しております。川西市の例でご説明させていただきますと直近の</p>

改定期は、平成 30 年 4 月 1 日となっており、その前は平成 27 年 4 月 1 日。もう一つ前は、平成 4 年 4 月 1 日となっています。特別職同様に、これらの改定は、全て減額改定を行っていることがわかります。続いて 12 ページをお開きください。これらは、県内の 29 市の阪神間の議長、副議長、議員の報酬をお示したものです。先ほどの特別職同様に、政令都市で神戸市や中核市である尼崎市、西宮市等とは、人口規模等も異なりますことから、単純に比較することは出来ませんので、あくまでも兵庫県下における状況を示したものとご理解いただければと存じます。

13 ページをお開きください。市長等の給料、報酬の条例本則額と、議員報酬に対する割合について、その団体の議員の報酬額を 100 とした場合の、それぞれの市長等の割合を表したものです。この資料は、絶対的な額である給料、報酬額について、相対的な基準をお示しているもので、参考資料としていただければと存じます。なお、川西市で言いますと、給料については、市長の条例本則額の対議員報酬の割合は 172 となっております。また、副市長では 140、教育長では 122 となります。

14 ページをお開きください。これは 13 ページの年収版の表となります。

続いて、15 ページをお開きください。こちらは、一般職の給料改定の状況を示したものでございます。前回の答申で反映しました平成 28 年度を起点といたしまして、平成 29 年度以降の給与の改定率を示しておりますが、本市の一般職の給与改定については、人事院から毎年出される人事院勧告を考慮して行ってきております。この人事院勧告は、国家公務員の給料を決定するに当たり、給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることによる、いわゆる民間準拠を基本に行われているものです。

本市のように、人事委員会を持たない地方公共団体が多くは、この人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じることにより、民間を始め、他の公共団体の給与や処遇に準拠させることとなりますので、人事院勧告を考慮して給与改定を行っているところです。平成 29 年度人事院勧告であるプラス 0.15% の見送りをいたしましたのは、本市の厳しい財政状況等を考慮したものでございます。なお、規定となります平成 28 年度と、令和 2 年度を比べてみますと、100.3% となっております。

16 ページをお開きください。これは川西市における一番役職の高い部長級の給与改定率をもとに作成した資料であります。川西市の一般職の給与改定率の平均が、平成 28 年度の 100.3% であったのに対し、部長級の給与改定率の平均は、平成 28 年度比の 100.1% であったことをお示した資料になります。

17 ページをお開きください。前回の審議会のいうところの、B 群である行政委員会の制度及び趣旨について、お示したものです。行政委員会とは、地方自治法第 138 条の、及び第 180 条の 5 に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会または委員であります。行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や、民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会もしくは公平員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の 5 つの合議制の委員会と監査委員を置くこととされております。

行政委員の報酬につきましては、地方自治法で、勤務日数に応じて支給する日額制とされていますが、ただし書きにおきまして、条例で特別の定めをした場合はこの限りで

	<p>ないとしており、月額制や年額制による支給につきましてもできることが定められているものです。</p> <p>18 ページをお開きください。川西市の行政委員会報酬の改定状況をお示したものです。平成4年の改定後、20年以上全体的な改定を行っていなかったものを、前回の審議会において答申をいただき、平成29年に改定を行っております。</p> <p>19 ページをお開きください。阪神7市の行政委員会報酬の状況をお示したものです。本市において月額制を採用しておりますのは、教育委員会、選挙管理委員会の委員長、監査委員、農業委員会となっており、日額制が選挙管理委員会の委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会でございます。なお、阪神7市の状況については、固定資産評価審査委員会以外では、月額制が多い状況となっておりますが、選挙管理委員会委員以外で宝塚市が日額制を、20ページの公平委員会について、伊丹市、宝塚市が日額制を採用しており、三田市では年額制を採用しているところです。</p> <p>説明は以上ですが、この行政委員会の報酬等の額につきましては、次の(5)今後の審議会の進め方について、においてご説明させていただきますが、審議会の第3回目以降にご審議をいただく予定としております。</p> <p>つきましては、行政委員会の所掌事項や、定数等の詳細な資料は、それまでに改めて提出をさせていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私が途中で、本則のところについて質問をして、回答いただいたのですが、それ以外のところで分かりにくかったところ、気が付いたところがありましたら、お尋ねいただきたい。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>先程、市長のご挨拶で、退職手当も含めた報酬の額について検討を、というお話がありました。どこまでがこの審議会の射程範囲として扱うことができるのかというところは、どこかの段階で話しておかないといけないと思います。年収を比較するという場合、退職手当は、今回の表には入っていないので、それも含めた報酬という形で、全体的に見るべきなのか。この審議会の役割の中で、報酬等の中に退職手当が入っているものとするのか。そのあたりは、確認をしないといけないのではないかと考えます。</p>
<p>会長</p>	<p>退職手当については、諮問事項として記載されていないので、極端な言い方をすれば、今回の諮問対象とはせず、別の機会に出してもらいたい、というお返しの仕方もあると思いますけれども、市長はご自分の総収入について、報酬、給料など全体を見たときに、退職手当を加味したうえで多いのか少ないのかを含め、退職手当制度についてしかるべきところで議論してもらって、納得されたいのだというように私は勝手に感じておりました。それを踏まえて、ひとつ事務局ともいろいろ話しながら、この審議会でどういう扱いをしていくのか、市長の思いに対して、審議会として何とかお答えするよう努力をしてみようとなるのか。その辺の論点等を整理して、出来ること出来ないことを見極めたいと思います。</p>

委員	<p>それ以外何かございませんでしょうか。</p> <p>厄介なのは、これが正しいとか、何か法則があるわけでもない。だから、他市とか今の民間の状況などいろいろなことを総合的に考慮して、このぐらいが妥当ではないかと考えて、絞っていかざるを得ないのでは。</p>
会長	<p>審議会のこれは宿命ですね。絶対にこの額が正しいとか客観的な額を出すことはまず不可能だと思います。何回か出ましたけど、結局国家公務員なり、人事院勧告というものを頼りにせざるを得ない。また、民間企業の方からすれば、少なくとも市役所の職員の給与に関しては、こうしたらいいのではないかと、様々な意見があるかもしれません。でも、市長や議員となると、別な物差しを持ってこない、議論が出来ないという、ある種のもどかしさがありますね。それから、あの手この手でいろんなものを比較したりしますが、所詮比較ですから、それが本当に妥当なのか、適切なのかどうかというのは、判断は出来ない、本当に変な感触がずっと残ると思いますけれど、やれることをやろう、これでいきましょう。</p> <p>1回目ということで、事前にこれだけのものは、情報としてお示ししておこうと事務局が用意してくださった資料の説明でした。そのいわば周辺の部分や背景を少しでもお役に立てればと思って私なりに雑談風にお話しました。</p> <p>また、次回以降はもう少し具体的に踏み込んだところで、論点もクリアにした形でご審議いただくことになろうかと思えます。今回は取りあえずここまでということで、ご説明を事務局から受けた形とさせていただきます。</p> <p>では、次の議事に移りたいと思えます。</p> <p>議事5の今後の審議会の進め方についてということをお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議会のスケジュール案につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料5をご覧ください。私どもといたしましては、11月上旬ごろを目途に答申をいただきたいと考えております。</p> <p>本日は初回でもございますので、市からの報告事項が中心でしたが、次回以降は、本日の諮問に基づき、「特別職の報酬等の額」について本格的にご検討いただきたいと思います。委員の皆様方の普段の活動の中でお感じになっている、本市特別職の報酬のあるべき姿にもとづき、様々な角度から活発なご議論いただければ幸いです。</p> <p>なお、この審議会の審議事項は市長、副市長、教育長の給与及び議員の報酬の額と、加えて行政委員会の報酬についてとなっております。</p> <p>今後の審議の流れとしましては、第2回と第3回の前半にて、まず市長、副市長、教育長の給与及び議員の報酬の額につきましてご審議いただき、改定案の確定を考えております。</p> <p>その後、審議の進行状況を見てということになりますが、第3回目の後半と、第4回目の前半にて、行政委員会の報酬の額につきましてご審議いただき、それまでの議論を踏まえ、第4回目の後半におきまして答申案の作成をお願いしたいと考えています。</p>

<p>会長</p>	<p>最終第5回目には、市長へ「答申」という形でお返しいただきたいと考えており、答申を受け、市議会においてご審議賜りたいと考えております。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>できるでしょうか。一応、月1回というふうなことを想定されて、5回目の11月上旬には答申をするというスケジュールです。</p> <p>真ん中の3回で、中身をつくらなきゃならない。先程、話にあがった市長の退職手当の話になると、もっと時間を要すると思います。そのようなことを含めて、あと数回、プラスアルファの会合を持つというようなことは可能でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>状況によって、開催回数を増やしていただき熱心に審議いただくことはありがたいことです。こういう状況ですので、一堂に介して会議を開催していただく方法もあれば、リモートで開催する方法など、いろいろな方法がありますので、状況によって弾力的にご判断いただいたら、非常にありがたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>ということは、退職手当が範疇に入るのですか。</p>
<p>会長</p>	<p>それはまだ決まっていません。</p>
<p>委員</p>	<p>それは何か規定で初めから入っていると、決まっているものではないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長の退職手当につきましては、兵庫県下で組合があります。そこで、支給率などが決まっておりますので、自由に動かせない部分も多分にあるのですが、今おっしゃっていただいたように、これまでは退職手当がいくらで、給料がいくらだと、全体を通して見ていただいたことはなかったという話ですから、退職手当も含めてみると、4年間どれぐらいの収入になるのか見ていただいた上で審議をいただくというのも、一つの方法かと思います。我々もそういう視点で資料を作ったことがありませんが、参考として見ていただけるような資料を次回準備します。</p>
<p>会長</p>	<p>副市長、それから教育長も組合に入っているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>入っています。</p>
<p>会長</p>	<p>そうすると、市長の問題だけではなくなりますね。逆に、他の方の退職手当もいれて、揃えて議論しなきゃいけない。本格的に見直しとなるとなかなか難しいですね。</p> <p>その辺もう少し、いろんな可能性、或いは、どこかだけ突っ込んでしまい、バランスがとれない答申になってはまずいでしょうから、そういうことも含めて、どう扱うかということは少し考えておきます。そのうえで皆さんにもご審議いただくことにしましょう。</p> <p>それでは、弾力的に考えていいという、事務局からの言質を取りましたので、5回の審議で決めきれないということも、想定したいと思います。</p>

事務局	<p>開催にあたっては、今はリモートなどいろいろな方法もありますので、メールなども含めて工夫はしていきたいと思っております。なるべく負担を少なくしたいと思いますけれども、審議内容に関してはどうかお知恵を貸していただきたいと思っております。</p> <p>時間の関係で次に進めさせていただきます。では、議事6のその他へ移りたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次回開催日程についてご報告させていただきます。</p> <p>事前に委員の皆様よりご提出のありました日程調査票の集計をさせていただきましたところ、リモートでの出席予定の方がいらっしゃいますが、第2回目は、8月17日(火)15時からとさせていただきますと思います。</p> <p>開催場所等の詳細につきましては、事務局より、開催案内を送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>では、次回の日程はそれでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど触れられておりましたけれども、会議録については、発言要旨は、事務局でまとめてもらうということにいたします。この辺りも含めてですけれども、何かご質問とかご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>他市との比較等というところは、例えば、今の川西市の財政の状況といった視点も入ってくるのでしょうか。今日、その資料が特にお示しいたいてないので。</p>
会長	<p>財政状況は、いつも審議の前提に置くべき事項ではないかという議論が出ます。それで、前回も、市の財政状況についての概要について、説明していただいた機会があったと思います。</p> <p>ただ、全般に財政状況はよくないので、その辺の評価となると難しいし、またそれを、人件費にどのように反映させるべきかというのはもう一段、高いレベルの議論が必要になってくるかもしれません。</p> <p>しかし、それを全く知らないままやることは出来ません。場合によっては、現在の川西市の財政状況を考えると、我々の試案よりもっと下げてもらわないといけない。」とか、そういう話になるかもしれないわけですね…。</p> <p>そういう意味ではクリアしておくべき重要な事項ですので、次回、その内容を市から、偽りのない情報をお示ししていただけませんか。</p>
事務局	<p>はい。ご準備させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>概略的な部分と今どれだけ独自に自主的に削減になっているのかという、全体的な状況をわかっていただけるような資料を用意させていただこうと思います。</p>

会長	他にどうぞ何かございましたら。
委員	<p>前回、検討されたときに、おそらく政策課題とか、例えば、委員の日数を月額に変えるには稼働日数とか、その影響があって月額を日額に変えられないところがあるので、今後もそれと同等並みの稼働日数であり、政策課題が、4年前と同じレベルで今後もあるのかどうか、そして我々も考慮すべき特筆すべき事案があるのならば、そういう情報を提供していただくだけでありがたいなと思います。</p>
会長	<p>そういう、4年前との比較で全く一緒だったら、それをそのまま維持するという形で扱ってもいいような前提で議論ができるわけです。</p> <p>そういう情報を、効率よく整理し提示していただければと思います。</p> <p>他、何かございませんでしょうか。</p> <p>そしたら、よろしいですか。</p> <p>本日の議事は以上でございます。ご協力ありがとうございました。</p>